

新潟市公共建築物 ユニバーサルデザインガイドライン

平成19年3月
新潟市

はじめに

急速な少子・高齢社会の時代を迎え、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。この様な背景の下、すべての人が自立した個人として参画できる社会の実現が求められていることから、だれもが同じように利用できる施設の整備が重要な課題となっています。

建築物などの施設整備にあたり、さらにきめ細やかな配慮を行い、すべての人が、安全に安心して、円滑で快適に利用できる施設の整備を目指し、ユニバーサルデザインの考え方の導入が必要となっています。

ユニバーサルデザインは、ものづくりに留まらず、都市、環境、教育、制度や情報等社会の仕組み全体に係わるものとなっています。

既に企業等においてユニバーサルデザインは、ものづくりやサービスの分野で取り組みが進められています。

このような背景を踏まえ、新潟市では、平成16年度に新潟市ユニバーサルデザイン検討会により報告書が出され、翌平成17年度には「新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画」が策定されました。

上記行動計画の中では、「公共施設のユニバーサルデザインを推進するための検討会の設置」を掲げており、ユニバーサルデザインに対する考え方の共有化と関係職員の意識の向上を図るため、本年度、建築関係部署が連携し、「新潟市公共建築物ユニバーサルデザイン検討会」を立ち上げました。

検討会において、公共施設のユニバーサルデザインの考え方や取り組み方の検討を行い、基本方針、整備の進め方や視点等を取りまとめた「新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン」を策定したところです。

今後の公共建築物の整備にあたり、ユニバーサルデザイン実践のためのより良い解決策を導き出す手がかりを示す共通の指針として建築関係部署及び公共施設の運用・管理する施設管理者の方々に活用していただくことを期待するものです。

目 次

1 基本事項

1.1 ユニバーサルデザインについて	1
1.2 改善の積み重ね（スパイラルアップ）の重要性	2
1.3 整備にあたっての主たる視点	3
1.4 運用・管理の重要性	5
1.5 関係者との連携	5
1.6 整備の進め方	6
1.6.1 進め方の手法	7
1.6.2 整備の各段階での取り組み	8
1.6.3 既存施設の改修	11

2. 技術的事項

2.1 整備ガイド	12
2.2 施設整備のポイント	12
2.2.1 移動空間	12
2.2.2 行為空間（生活空間）	13
2.2.3 情報	14
2.2.4 環境	14
2.2.5 安全	14
2.3 施設の特性についての考慮	15

3. 資料

3.1 ユニバーサルデザイン7原則	16
3.2 設計のUDポイント	19

1 基本事項

1.1 ユニバーサルデザインについて

私たちの社会生活は、年齢、性別、国籍、文化などの違いや障がいあるいは病気、または妊娠など、様々な人々によって営まれています。

一人ひとりが、社会の対等な構成員としてお互いを理解し、それぞれの人間性を尊重し、それぞれが支え合うことにより、誰もが安心して暮らし、個性を發揮し、自立して社会参画できる環境を創り出すことが今、求められています。

この様なことから、建築物などの社会資本を整備する際に、誰もが同じように利用できる施設の整備が重要な課題となっています。

公共施設整備にあたっては、従来からの高齢者・障がい者施策に留まらず、より質の高い機能を備えた施設を目指して積極的な対応を行ってきたところですが、今後は、ユニバーサルデザイン（以下、UDと称する。）の視点に立ち、関連する他の整備事業と連携を図りながら、さらにきめ細やかな対応を行い、すべての人が積極的に社会参加し、社会活動できるまちづくりを推進する必要があります。

UDの考え方を導入するにあたっては、安全で、使いやすく、美しく、かつ適正な価格で、施設用途に応じて備えるべき機能を整備・維持しつつ、すべての人の尊厳を尊重し、特別扱いすることなく、それぞれが自主的に選択して利用できるよう配慮することを基本とします。

UDは「万人のためのデザイン」であり「万能のデザイン」でないことは言うまでもなく、さらには、誰もが使えるデザインは理想ですが、現実には存在しないと言っても過言ではありません。

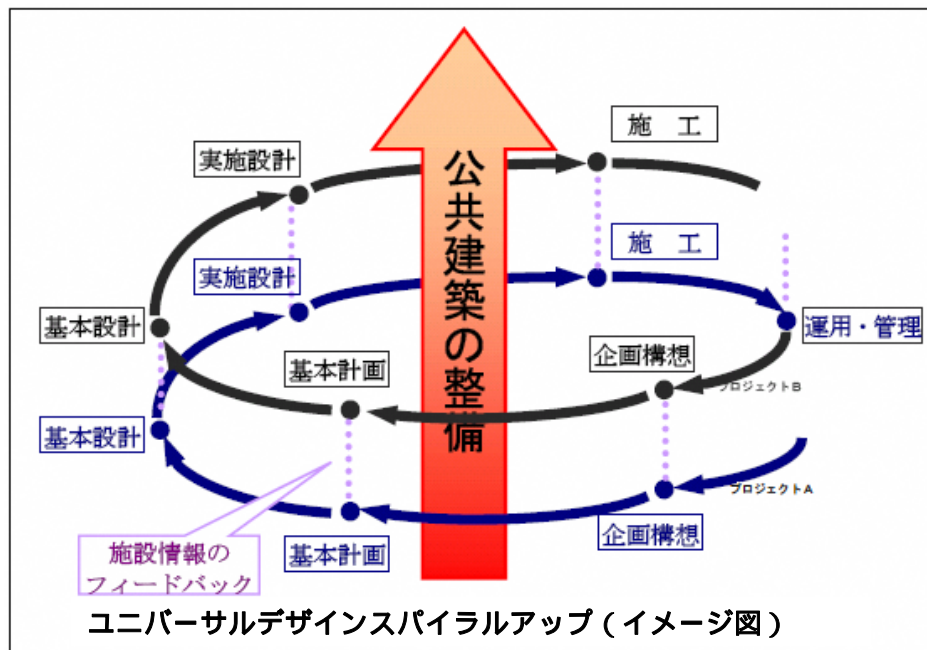
1.2 改善の積み重ね（スパイラルアップ）の重要性

UDは、過程（プロセス）を重視します。つまり、計画の策定から施設整備の実行まで、各段階で利用者の声を反映し、思考の繰り返しによりデザインを進化させ、結果だけでなく改善を継続するための多様な人の参画を図るなどして改善の積み重ねを重視することを大切にします。

より良い施設整備を目指すには、各段階においてUDの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価・検証、フィードバックといった一連の作業を繰り返し、常に前の段階よりも高い水準を達成する改善の積み重ね（スパイラルアップ）の取組みが重要となります。

スパイラルアップにより、デザインの完成度が高まり、利用者の利便性の向上が図られていきます。更に、時代とともに絶えず変化していく利用者ニーズにも応えていくことができます。

そこで、スパイラルアップを継続していくためには、仕組み作りが重要となります。この仕組みの良し悪しによって、UDが、利用者にとって使いやすいものとなるかが決定されます。



1.3 整備にあたっての主たる視点

UDにおいては、整備の目安となる基準を設定することは有益と考えられますが、より使いやすいデザインを追及していく取組みであるため、基準は固定化するものではなく、変動するという事に留意する必要があります。

UDの考え方を導入した公共施設を実現するためには、企画・計画から施工までの過程の早い段階から、安全性や利便性のほか、経済性、技術的条件、文化的要件、環境への配慮、セキュリティの確保など関連する諸条件を考慮しながら整理・検討し、できる限りすべての人の要求に応える解決策をより上手に組み込むことが重要です。

また、施設が立地する地域性や気候等の特徴を十分把握した上で、調和を図りつつ、柔軟に対応していくことも重要です。

公共施設整備にあたっての主たる視点（ユニバーサルデザイン7原則）を以下に示します。しかし、これらの原則にこだわらず、「**経済性（費用対効果）**」や「**デザイン性（美しく魅力あるデザイン）**」等も、非常に重要であり、十分に検討していく必要があります。

誰もが公平に利用でき、容易に入手できること【公平性の原則】

- ・ だれもが同じ方法で使えるようにする。それが無理なら別の方法でも仕方がないが、公平なものでなくてはならない。
- ・ だれもが移動しやすい経路とし、基本的にだれもが同じ動線で利用できるようにする。
- ・ だれもが気持ちよく利用し、働くことができるよう、差別感や屈辱感が生じないようにする。
- ・ だれもがプライバシーを保持し、安心感、安全性が得られるようにする。
- ・ 使い手にとって魅力あるデザインにする。

自由度が高い使い勝手の施設や設備であること【柔軟性の原則】

- ・ 使い方を選べるようにする。
- ・ 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- ・ 設備機器、器具等は、だれもが正確に操作しやすいように分かりやすく、簡単に利用できるようにする。
- ・ 利用者の行動特性を考えデザインを工夫する。

使い方が簡単で分かりやすいこと【単純性と直感性の原則】

- ・ 不必要に複雑にしない。
- ・ 直感的にすぐに使えるようにする。
- ・ だれにでも分かる用語や言い回しにする。
- ・ 情報は重要度の高い順にまとめる。
- ・ 操作のためのガイダンスや操作確認を効果的に提供する。
- ・ 移動しやすい経路・動線を考え、分かりやすい施設、部屋等の配置、動線とする。

必要な情報が効果的に伝わり、すぐに理解できること【認知性の原則】

- ・ 大切な情報が効果的に伝わるように絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- ・ 大切な情報は、できるだけ強調して読みやすくする。
- ・ 視覚、聴覚などに障がいのある人にも効果的に情報が伝わるようにする。
- ・ 標識、標示は、分かりやすいものとする。

安全なデザインであること【安全性の原則】

- ・ だれにとっても危険なものや場所がないように配慮する。
- ・ 設備機器、器具等の操作が安全にできるように配慮する。
- ・ うっかりミスや危険につながらないデザインとする。
- ・ だれもが安全に避難できるように、避難・誘導計画を立てる。
- ・ 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をする。頻繁に使うものは、最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- ・ 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- ・ 間違った行為がされても安全となるように配慮する。
- ・ 注意が必要な操作を意図せずにしてしまうことがないように配慮する。
- ・ シックハウスに配慮する。

無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること【効率性の原則】

- ・ 自然な姿勢のままで使えるようにする。
- ・ 設備機器、器具等は、あまり力を入れなくても使えるようにする。
- ・ 同じ動作を何度も繰り返すことをできるだけ少なくする。
- ・ 持続的に身体に無理な負担がかかることを、できるだけ少なくする。
- ・ 廃棄物を少なくするよう、リサイクル(分類して集め再利用)、リユース(洗浄・修理して再利用)、リデュース(捨てること自体を見直し、廃棄物になりそうなものは使用しない)を配慮する。

利用しやすいスペースと大きさを確保すること【快適性の原則】

- ・ 様々な人の手の大きさや握り方に対応できるようにする。
- ・ 補助具や介助者のスペースを十分に確保する。
- ・ 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- ・ 室内の上・下部での温度差が少なく、換気による不快感がないようにする。

1.4 運用・管理の重要性

UDを実現するには、施設や設備のハード面での対応・整備が重要ですが、多種多様な利用者のニーズや能力の個人差などへの対応については、ハード面だけで対応することは難しいことから、施設を運用・管理する施設管理者や利用者の周囲にいる人の支援が欠かせません。

運用・管理というソフト面でハード面を補完しようという考え方は、設計時に意図されたUDが有効に機能するよう、ハード面とソフト面の相互補完が必要であり、施設管理者は利用者の立場にたった弾力的な運用・管理が必要とされます。

施設管理者は、施設整備の意図を十分に理解した上で、利用者に対する配慮や工夫などの人的サービスを行うことにより、ハード面を補完し、利用者にとって施設はより使いやすくなります。

ソフト面で対応するためには、施設管理者は利用者の不自由さを理解し、ニーズを十分把握する必要があります。

1.5 関係者との連携

施設整備にあたっては、建築物或いはその敷地内にとどまらず、UDの考え方を導入した面的、連続的な整備の取組が大切です。

例えば、公共交通機関から施設の入口までの経路における案内の設置や移動しやすい歩道の確保が必要であり、敷地の一角をポケットパークとして提供する場合にも案内や公園としての整備などが必要となるため、道路管理者等との連携が必要となります。

また、施設単体でなく、地域整備のあり方や近隣の公共施設等とのネットワークの形成を考慮する必要がある場合などには、地域の代表や周辺施設管理者等が加わった協議会の設置などにより連携を図ります。

このように、関係機関や周辺施設との連携・調整を行い、地域におけるUD化計画等と整合性を確保し、一体的な環境整備が必要となります。

1.6 整備の進め方

UDの大きな特徴は以下のように、結果だけでなく継続してスパイラルアップを行うことです。

計画の策定から実行までの各段階において利用者の声が反映されていること。

繰り返しによりデザインが進化していくこと。

改善を続けていく姿勢や過程（プロセス）が重視されていること。

仕組みがうまく機能するためには次のような考え方のポイントを挙げるができます。

参画の原則	: 多様な人の幅広い参画
公開の原則	: 情報（これまでの経験、できること、できないこと） : 検討過程（いまやっていること、つぎにやること） : 説明（幅広い人にわかりやすい内容で）
配慮の原則	: そこに参画していない人のニーズに留意
柔軟性の原則	: 縦割りの再検討（ニーズに応える柔軟な組織） : 予算の単年度主義の再検討（スケジュール変更に応える柔軟な予算） : 事業計画とその修正
納得の原則	: 合意形成
確認の原則	: 現状の認識、現地調査 : 計画（ニーズを反映しているか） : 現場（製作や工事への立ち入り）
評価の原則	: 特に 参画の原則、 公開の原則、 配慮の原則、 確認の原則留意しての評価
蓄積の原則	: 評価情報の蓄積 : 評価情報の分析、整理
伝達の原則	: 評価情報の関係者への伝達 : 次の事業への情報伝達 : 十分な情報提供

（出典：川内美彦著「ユニバーサル・デザイン～バリアフリーへの問いかけ」（学芸出版社）

このほか、行政職員、事業者や市民に対して、UDの考え方の啓発を行うことが大切です。特に建築関係者やデザイナーなどの専門職に対して、UDの考え方を普及させることがUDの推進にあたって効果的であることから、技術職員研修や建築設計関係者との勉強会・意見交換等を行うことが重要となります。

また、従来は建築物の竣工や製品の完成等をもって事業終了としており、事業評価を行うことが少なかったと思われます。しかし、継続的な改善を積み重ねていくUDにおいては、様々な段階での評価を行うことが重要であることから、評価システム等の構築に取り組むことが重要です。

1.6.1 進め方の手法

具体的な取組みとして、設計者や施設整備担当者（発注者）により、これまでの整備実施例を基礎として、蓄積されたデータ等を活かし、整備の各段階に応じて、適切に検討、整備を進めます。

また、必要に応じてUDに関して見識のあるアドバイザーに助言を求めることも重要です。

さらに、施設用途等によっては、必要に応じて専門家からの意見聴取や利用者等との共同検討としてワークショップ等を実施します。

意見聴取の実施にあたっては、施設用途や整備の段階、対象者や内容に応じて効果的かつ合理的な方法を心掛けます。ワークショップ等の実施にあたっては、目的に応じて、施設管理者、利用者、専門家、設計者、施設整備担当者（発注者）等の参加者の構成に配慮します。

なお、意見聴取、ワークショップ等では、分かりやすい説明が必要であり、模型、コンピュータ・グラフィック、モックアップ（実物大模型）等を利用することにより、具体的にイメージしやすい手法を採用することは有効です。

また、施設整備における各段階のデータの蓄積や、施設の事後評価、顧客満足度調査、利用状況調査などの実施により、以降の施設整備へフィードバックし、過去の失敗事例と同様のミスの未然防止を図り、より良いデザインの検討などに活かしていくことが重要となります。

いずれにしても、UDの実現に向け、できることから、少しずつでも実行に移すことが大切です。

1.6.2 整備の各段階での取り組み

施設整備の各段階において、施設管理者、利用者、専門家等からハード及びソフト両面についての意見聴取を行い、目標設定及び評価を実施していくことは、重要な事項です。

また、各段階での評価をデータとして蓄積し、既存施設の問題点や施設利用者のニーズ等を的確に把握することにより、適切なスパイラルアップが行なわれ、次の施設整備に活用することにより多くの利用者が使い易い施設へと進化していきます。

以下に各段階における検討や整理が必要な事項を列記します。

(1) 企画構想

- ・ 主管部局と十分な意志疎通を図り、施設の利用形態、運用・管理状況の想定をすること
- ・ UDの視点に立ち、施設整備のコンセプト（基本的考え方）の設定をすること
- ・ 各段階におけるニーズの把握、評価等の進め方の設定をすること
- ・ 同種の既存施設利用者のニーズ等の情報収集及び管理者からの評価の確認、活用をすること
- ・ 面的、連続的なUD化を目指すため、移動経路の安全性や容易性について関係機関、周辺事業者等との情報交換をすること

(2) 基本計画

- ・ 安全で使いやすいゾーン分け及び動線計画の目標設定をすること
- ・ 段差を設けない床、路面及び地盤の高さ関係についての計画の目標設定をすること
- ・ 歩車分離の移動経路の計画の目標設定をすること
- ・ サイン環境の目標設定をすること
- ・ 同種の既存施設利用者のニーズや管理者からの評価等を受け、問題点の解決策の検討及び評価をすること

(3) 基本設計

- ・ 平面計画及び動線計画の確認をすること
階段、エレベーター等、上下移動の際の手段選択が容易か
冬季間の気象現象への対応は 等
- ・ 床や路面に段差を設けない計画となっているかの確認をすること
スロープの勾配や安全性、使い勝手は容易か
雪や雨水処理への対応は 等
- ・ 動線上の各部寸法が確保できる計画となっているかの目標設定（主とした利用者層は）とその確認をすること
車椅子のすれ違いは可か 等
- ・ 階段、エレベーター、トイレ等の単位空間が、利用しやすい位置、面積となって

いるかの目標設定（主とした利用者層は）とその確認をすること

車椅子利用者や介添え者への配慮は 等

- ・ 分かりやすいサインの配置計画の目標設定（主とした利用者層は）とその確認をすること

老人や子供、弱視者でも判別可か

設置場所・高さは 等

- ・ 実施設計段階で検討が必要な事項の整理をすること
- ・ 主管部局と意志疎通を図りつつ、施設の利用形態、運用・管理の状況に則したもののとなっているかの確認をすること

管理の容易性・経済性は 等

- ・ 同種の既存施設利用者等との意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価をすること

(4) 実施設計

- ・ 安全で使いやすい各部寸法（カウンター、手すりの高さ等）の目標設定とその確認をすること

大人、子供、車椅子利用等多様な利用者層に対応可か 等

- ・ 安全で使いやすい詳細形状（床面の凸凹、手すりの形状等）の目標設定とその確認をすること

特定の障がい者を対象とした仕様ではないのか

手すりからの転落の恐れは 等

- ・ 安全で使いやすい仕上げ（床材の滑りにくさ等）の目標設定と確認をすること

雪や雨水、凍結等への対応は

維持管理が容易な仕様か 等

- ・ 安全で使いやすく、使用方法が分かりやすい設備機器の仕様の目標設定と確認をすること

子供でも使用可能な冷水器や手洗いか

子供でも感知するセンサーか 等

- ・ 施工段階で検討が必要な事項の整理をすること
- ・ 主管部局と意志疎通を図りつつ、施設の利用形態、運用・管理の状況に則したもののとなっているかの確認をすること

清掃や設備更新等、維持管理に多額な費用を要さないのか 等

- ・ 同種の既存施設利用者等との意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価をすること

(5) 施工

- ・ 施工図による確認をすること

- ・ 必要に応じ、モックアップ（実物大模型）を作成し、又は現場において、原寸レベルでの確認をすること

老人や子供でも開閉が可能な建具か 等

- ・ 細部（床面の凸凹等）の確認をすること

- 高齢者や妊婦等の歩行に障害とならないのか 等
- ・ 仕上げ（色彩等）の確認をすること
 - 弱視者が識別可か
 - 不快感を与える色彩、デザインではないのか 等
- ・ サインの設置位置、色彩等の確認をすること
 - 大人、子供、車椅子利用等、多様な利用者層が判別可か 等
- ・ 主管部局と意志疎通を図りつつ、施設の利用形態、運用・管理の状況に則したもののとなっているかの確認をすること
- ・ 利用者等との意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価をすること

(6) 運用・管理

- ・ 施設整備の意図にそった施設の使い方を実現するため、運用・管理上のアドバイスの実施をすること
 - 施設使用に当たってのマニュアル等の提示
 - 使用実態の調査・確認・指導 等
- ・ 不具合のある部分についての確認・改善をすること
- ・ 利用者、施設管理者等を交えた意見聴取から得られた問題点の解決策の検討及び評価をすること

(7) 施設情報のフィードバック

- ・ あらゆる機会をとらえた施設の事後評価、調査の実施をすること
 - 顧客満足度調査(利用者及び施設管理者を対象とした施設に対する満足度についての調査)
 - 整備に携わった設計、施工の担当者により、施設完成後(1～2年程度)、施設の利用状況を把握(夏季、冬季に分けて) 等
- ・ 施設個々のデータの蓄積・活用をすること
 - 施設整備の各段階で解決しきれなかった課題について、その経緯と理由を整理
 - 公共建築課企画管理係において、各種調査等からの情報の収集、データベース化、留意事項の作成等、フィードバックすべきデータの取りまとめを実施
- ・ 上記活動の継続及び以降の施設整備への活用・反映をすること
 - 施設情報のフィードバックの試みとして、建築実務技術検討会にて評価
 - 現場研修会等での検証 等

(8) その他各段階において、検討・整理する共通事項

- ・ 多様なニーズを把握するため、利用者の参画を求めること
- ・ 事業の決定過程の透明性を高めるための情報公開をすること
- ・ 地域の景観や魅力・特性を生かした社会資本の整備をすること
- ・ 冬期間の自然環境に伴う地域特性への対応を図ること
- ・ 維持管理を含めた全般的な技術的検討(費用対効果も含む)をすること

1.6.3 既存施設の改修

既存施設の改修に当たっての基本的な考え方は、新築（改築）増築と同じです。

ここでは、既存施設の改修に係る部分のみを対象にしていますが、UDの観点から、改修部分だけでなく、施設全体で整合性のとれた対応が必要となります。

しかし、その改修目的、範囲、改修費用、工期等その内容は多様となります。また、施設を使用しながらの工事であることが多く、建物の規模を変更することがむずかしいなど、新築・増築の場合などと比較して制約条件が多くなります。

したがって、既存施設の改修においては、このガイドラインに示されているすべての内容を適用させて検討することが必ずしも現実的でない場合があり、UDの考え方を十分に理解した上で、出来る限りの工夫を行っていくことが重要となります。

特にUDの観点から、下記の事項が重要な機能と考えられます。

1. 施設の入り口や案内（インフォメーション）までの動線の確保
2. トイレの使い易さの確保
3. 室名表示（サイン）のわかり易さなど

改修計画を立案するにあたっては、下記の項目について調査することが望ましいです。

- ・ 既存施設の実態調査の上での問題点の把握（**現場施設に対する調査**）
- ・ 利用者のニーズの把握（**利用者に対する調査**）
- ・ 施設管理者に対する運用・管理点での聞き取り（**施設管理者に対する調査**）

上記項目を調査した上、必須事項、優先事項を検討し、施設ごとに整備の内容を決定します。なお、UDの基本的な考え方であるスパイラルアップの視点から、改修後の整備内容がより上位の水準となるよう努めることが大切であり、年次計画で段階的に整備を実施することも考慮しておく必要があります。

2 技術的事項

2.1 整備ガイド

設計段階における視点として、移動空間、行為空間、情報、環境、安全の5つの項目を揚げ、UDの考え方や施設整備にあたっての基本原則を「施設整備のポイント」として整理します。

それぞれの視点は、完全に分離できるものではなく、密接に関係しています。このため、多角的視点から検討を行い、きめ細かな施設整備を目指すことが必要です。

なお、施設整備にあたって、項目毎に別添の「設計のUDポイント」を参考に施設の特性を考慮した設計及び施工を実施し、また、供用開始後の施設の利用状況などについて検証と改良ポイントなどについて更にフィードバックを行うことが重要となります。

2.2 施設整備のポイント

2.2.1 移動空間

- (1) **建物外部** (敷地出入口、歩行者用通路、階段、スロープ、自転車路、車路、駐車場、車寄せ、憩いの場など)

歩行者の安全性及び利便性を第一優先に考慮

- ・ 歩行者と自動車の経路を分離する。
- ・ 歩行者と自転車の経路をできるだけ分離する。
- ・ 歩行者用の経路は玄関まで遠回りにならないように計画する。
- ・ すべての人ができる限り同じ経路で移動できるよう配慮し、特定の人に特別な移動経路で対応する計画としない。
- ・ 滑りにくく、平坦な床仕上げとする。

わかりやすい経路

- ・ わかりやすく、連続性のある移動経路とする。
- ・ 目的場所やそこに至る経路、サインがすぐに確認できるよう、見通しの良い空間とする。
- ・ 単純かつ明快で、わかりやすいサイン計画とする。

円滑な水平移動の確保

- ・ 歩行者通路に段差が生じないよう、外構の地盤及び路面の高さ設定をする。
- ・ やむを得ず段差が生じる場合は、最小限の段差とし、階段とスロープを併設する。

ゆとり空間の確保

- ・ 移動や行動がしやすいように、ゆとりをもった空間を確保する。

(2) **建物内部** (玄関、建物出入口、玄関ホール、受付、廊下、スロープ、階段、エレベーター、エスカレーター、各室出入口など)

わかりやすい空間構成

- ・ 簡潔で合理的な、連続性のある移動経路とする。
- ・ 玄関ホール等の主な地点で、目的地等が把握できるように見通しを確保する。

円滑な水平移動の確保

- ・ 同一階で段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、階段とスロープを併設する。
- ・ 滑りにくく平坦な床仕上げとする。
- ・ 出入口は、容易に開閉できて通過できるものとする。
- ・ 使いやすい手すりを設置する。

円滑な垂直移動手段の確保

- ・ 異なる階への移動手段として、原則としてエレベーターを設置する。
- ・ 階段とエレベーターは、自由に選択できるよう近接して設置する。
- ・ 階段については、安全性、上り下りのしやすさを考慮する。
- ・ エレベーターは、さまざまなニーズを考慮し、適切な仕様とする。
- ・ エレベーターは、乗降時の安全性、十分なスペースの確保、操作のしやすさ等を考慮する。
- ・ エスカレーターは、エレベーターだけで輸送能力が不足する場合等に設置を考慮する。

ゆとりの空間確保

- ・ 移動や行動がしやすいように、ゆとりある空間を確保する。

2.2.2 行為空間 (生活空間)

(対象部位) 待合、窓口、執務室・会議室、トイレ、電話コーナー、水飲み器、授乳室等、喫煙室、湯沸し室、職員休養スペース、食堂、観覧席の客席、宿泊室、浴室・シャワー、更衣・脱衣室、その他これらに類する空間、什器、スイッチ・コンセントなど

ゆとりの空間確保

- ・ 目的とする行為を行いやすいように、ゆとりのある空間を確保する。

だれもが使用可能な寸法、形状等

- ・ 室内の構成、カウンターの高さ等什器・機器類の寸法形状、スイッチ等の設置位置や形状は、だれもが使用しやすいように配慮する。
- ・ すべての人が共通のものを使用することが困難な場合は、それぞれ快適に使用できる選択肢を確保する。

操作のしやすさ、分りやすさ

- ・ 操作ボタン等は、操作しやすい大きさ、形状、取り付け位置等に配慮する。
- ・ 分りやすく、誤った操作をしにくい操作方法を選択し、操作方法の表示等に配慮する。
- ・ 誤った操作をしても安全が保たれるように配慮する。

2.2.3 情報

(対象項目) 視覚情報、音声情報、触知情報、人的対応など

多角的方法による情報提供

- ・ 視覚障がい者を考慮した触知情報、音声・音響情報を提供する。
- ・ 聴覚障がい者を考慮した視覚情報を提供する。
- ・ 多様な利用者を考慮し、図記号の活用、外国語やひらがなの併記を行う。

単純明快でわかりやすい情報提供

- ・ 必要な場所で必要な情報が得られる情報提供を行う。
- ・ はっきりと見える大きさ、形状、色、設置位置等により表示する。
- ・ 弱視者を考慮した明度差の確保、色感覚障がい者を考慮した色彩の選択に配慮する。
- ・ 提供される情報の内容や表現を施設内で統一し、連続性のある計画とする。
- ・ 色分け、形態の特徴付け等活用した情報提供を行う。

人による情報提供との調和

2.2.4 環境

(対象項目) 光、音、熱、空気質、色、触感など

身体感覚に配慮した快適な環境の提供

- ・ 見やすさを考慮した光環境とする。
- ・ 聞きやすさを考慮した音環境とする。
- ・ 快適性を考慮した熱環境、空気質環境とする
- ・ 触れたときの快適性を考慮した素材の使用を配慮する。

心理的影響に配慮した快適な環境の提供

- ・ 色彩の与える心理的影響を考慮した色彩計画とする。

2.2.5 安全

(対象項目) 避難、防犯など

安全な避難に配慮した防災、避難計画

- ・ 余裕のある防災、避難計画とする。
- ・ 一時避難スペースを設置する。

多角的手段による確実な情報伝達

- ・ 非常時は、施設面の対応のみでは限界があり、人的対応が必須となるため、非常時の対応について、移動制約者の補助の体制確保を関係者に徹底する。

移動空間の確保と防犯性の確保の両立

- ・ 来訪者及び執務者の利用可能な空間における自由な移動の確保と、必要な防犯性の確保との両立を図る。

2.3 施設の特性についての考慮

前記の技術的事項のほか、次に掲げるとおり施設の特性を考慮する。

- (1) 不特定かつ多数の人が利用する施設については、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものとするためのハートビル法で定める基礎的な基準を超えて、更に円滑な利用の促進を図るため誘導的に求められる基準を満たすものとするほか、できる限りすべての利用者が円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (2) その他の施設については、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものとするためのハートビル法で定める基礎的な基準を満たすものとするほか、できる限りすべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (3) 施設整備にあたり、気象条件、敷地条件、施設の立地や用途による利用者の構成等は千差万別であり、それぞれの固有の条件に応じた配慮が必要となる。

【参考文献】

国土交通省ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン（全国営繕主管課長会議幹事会）
国土交通省官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
国土交通省官庁施設におけるユニバーサルデザイン推進プログラム
新潟県社会資本のユニバーサルデザインガイドライン
新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針
川内美彦著「ユニバーサル・デザイン～バリアフリーへの問いかけ」（学芸出版社）

3 資料

3.1 ユニバーサルデザインの7原則

Version 2.0-4/ 1/97

THE CENTER FOR UNIVERSAL DESIGN

North Carolina State University

この原則は、以下のユニバーサルデザイン提唱者により編集された（アルファベット順）：Bettye Rose Connell、Mike Jones、Ron Mace、Jim Mueller、Abir Mullick、Elaine Ostroff、Jon Sanford、Ed Steinfeld、Molly Story、Gregg Vanderheiden（アルファベット順）

また、日本語訳文の責任は、Satoshi Kose、Tetsuya Yasuzawa、Koji Yanagida、Michiko Shimizu、Michiko Horikawa（古瀬敏、安澤徹也、柳田宏治、清水道子、堀川美智子）にある。

ユニバーサルデザインとは

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。

ユニバーサルデザイン原則は、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが、協力しあってまとめたものである。

これは、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインがかかわる幅広い分野での方向性を明確にしている。これらの7原則は、既存のデザインの評価や、デザイン・プロセスの方向づけに使えるだけでなく、使いやすい製品や環境とはどうあるべきかを、デザイナーのみならず消費者を啓蒙するためにも活用できるものである。

ユニバーサルデザイン7原則は以下のものから構成されている。

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件

（注：すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。）

原則1：誰にでも公平に利用できること

定義：誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン：

- 1 a .誰もが同じ方法で使えるようにする：それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。

- 1 b . 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 1 c . 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 1 d . 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則 2 : 使う上で自由度が高いこと

定義 : 使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン :

- 2 a . 使い方を選べるようにする。
- 2 b . 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 2 c . 正確な操作がしやすいようにする。
- 2 d . 使いやすいペースに合わせられるようにする。

原則 3 : 使い方が簡単ですぐわかること

定義 : 使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

ガイドライン :

- 3 a . 不必要に複雑にしない。
- 3 b . 直感的にすぐに使えるようにする。
- 3 c . 誰にでもわかる用語や言い回しにする。
- 3 d . 情報は重要度の高い順にまとめる。
- 3 e . 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供する。

原則 4 : 必要な情報がすぐに理解できること

定義 : 使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

ガイドライン :

- 4 a . 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- 4 b . 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど)できるだけ強調して読みやすくする。
- 4 c . 情報をできるだけ区別して説明しやすくする(やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- 4 d . 視覚、聴覚などに障害のある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則 5 : うっかりミスや危険につながらないデザインであること

定義 : ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

ガイドライン :

- 5 a . 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること : 頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- 5 b . 危険なときやミスをしたときは警告を出す。

- 5 c . 間違っても安全なように配慮をする（フェイルセーフ）。
- 5 d . 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

定義：効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

ガイドライン：

- 6 a . 自然な姿勢のまま使えるようにする。
- 6 b . あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 6 c . 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 6 d . 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

ガイドライン：

- 7 a . 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 7 b . 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- 7 c . さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- 7 d . 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

これらのユニバーサルデザイン 7 原則は、誰にでも利用可能なデザインという視点を中心にしている。しかし、実際のデザインでは、使いやすさ以上のことにも配慮が必要であり、デザイナーが、デザインをする過程で、経済性や、技術的条件、文化的要件、男女差や環境への影響など、関連する諸条件を考慮に入れなければならないことはいうまでもない。これらの 7 原則は、できるだけ多くの人達の要求に対応できるような特徴を、よりうまく組み込んで理想的なデザインを目指すにあたっての、デザイナーへの指針である。

Copyright 1997 N.C. State University、 The Center for Universal Design

（この原則は、主に National Institute on Disability and Rehabilitation Research からの助成金により作成された。）

3.2 設計のUDポイント

全国営繕主管課長会議幹事会の付託事項として、都道府県等の営繕関係機関が連携し、UDの考え方の共有化を図り、より質の高い公共建築の実現を目指す方策について検討を行い作成した、「庁舎における設計のユニバーサルデザインポイント」を以下に示します。

設計のUDポイント		国土交通省「庁舎における設計のUDポイント」より
設計のUDポイント項目	③階段・スロープ ⑦車寄せ ④自転車路・駐輪場 ⑧憩いの場 ⑤車路 ⑨その他 ⑥駐車場	個々のニーズへの対応 ● 特に留意すべき事項 □ (解決方法の例) ▼ 管理運営上の配慮の例
①敷地出入口 ②歩行者用通路		
2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)		
①敷地の出入口		
<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい位置 ・アプローチ道路からわかりやすく出入しやすい位置に設置する ・複数道路に接する場合等については、遠回りとならないように適宜複数の出入口を設置する。 ・複数の敷地出入口がある場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等は、敷地内での移動、誘導が容易な出入口に敷設する。 	視覚 ● 出入口の位置を見つけるのが困難 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名板、出入口サインの設置 ・遠くからも認識しやすい施設名板、出入口サイン等を設置する。 	視覚 ● 文字情報のみのサイン等は認識が困難 外国人 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設や図記号の使用、外国語等の併記を考慮する。 <input type="checkbox"/> 端末に反応して音声案内を行う装置等の設置を考慮する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外道路との連続性 ・敷地内外の歩道のレベルをそろえ、連続性、平坦さを確保する。 ・道路管理者と調整し敷地外歩道と敷地内道路の視覚障がい者誘導用ブロック等の連続性を確保する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の出入に対する安全性の確保 ・自動車用出入口は、周辺の道路環境、出入する車両数等に応じて安全性を考慮した計画とする。 ・車の出入が分るように見通しを確保する。 ・歩行者用通路と斜路は手すりや縁石などにより明確に分離する。 ・サインや植栽は、見通しの確保の障害とならないよう配慮する。 	視覚 ● 敷地の内外、歩道と車道との区別が困難 <input type="checkbox"/> 歩行者用通路と斜路は手すりや縁石などにより明確に分離する。 視覚 ● 自動車の出入を認知することが困難 聴覚 <input type="checkbox"/> 十分な見通し、車路を認知できる路面構造の確保に加え、後方確認のための鏡、音声、音響及び視覚情報により車輛の出庫を知らせる警報装置等の設置に配慮する。 ▼ 見通しの確保の障がいとならないよう、適切に植栽等を管理する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 ・歩行者用通路の敷地境界部分に歩行者用通路から車道に出る事、敷地の出入口がある事等を知らせる点状ブロック等を設置する。また、歩行者用通路の視覚障がい者誘導用ブロック等をこれと連続して設置する。 ・視覚障がい者誘導用ブロック等は、周囲の床面との色の明度差、輝度比を考慮し、容易に識別できるものとする。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺案内の設置 ・出入口付近に駅の方向などを表示した周辺案内を設置する。 		

2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)	
②歩行者用通路	
<ul style="list-style-type: none"> 歩行者優先 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者が玄関等まで遠回りしなくてすむ動線計画とする。 ハンプの設置等により、自動車の徐行及び停止を促し、歩行者が安心して通行できるよう配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 歩車分離 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者用通路と斜路は手すりや縁石などにより明確に分離する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 車路との交差回避 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者用通路と車路はできるだけ交差させない。 	視覚 ● 自動車の接近が分かりにくい 聴覚 □ 歩行者用通路と車路は明確に分離する。やむを得ず交差する場合は、十分な見通し、車路を認知できる路面構造の確保に加え、後方から接近する車輛の確認等のため、鏡、音声・音響及び視覚情報により車輛の接近を知らせる警報装置等の設置を考慮する。
<ul style="list-style-type: none"> 見通しの確保 <ul style="list-style-type: none"> 目的の場所までの経路、車輛の接近等がわかりやすいよう見通しを確保する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 幅員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある幅員を確保する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 平坦さの確保 <ul style="list-style-type: none"> 平坦さを確保し、できる限り段差を設けない。 車路に対する歩行者用通路の高さを工夫すること、歩行者用通路を大きく切り下げず車路のレベルを上げるなどにより歩行者用通路をできるだけ平坦な計画とする。 <p>※ 歩行者通路と車路との取り合いについては、社会環境、科学的見地の充実に応じ、引続き検討する</p>	歩行困難 車椅子 ● 小さな段差、視覚障がい者誘導用ブロック等は、つまずきの原因、通行の支障 □ 段差の視認性を確保する。 □ 歩道幅を確保する。 □ 視覚障がい者誘導ブロック等の設置位置を工夫する。
<ul style="list-style-type: none"> 路面仕上げの工夫 <ul style="list-style-type: none"> 雨にぬれても滑りにくく、平坦な仕上げとする。 歩きやすさ、車椅子の走行性等を考慮した仕上げとする。 水たまりができにくく、透水性がある仕上げ材を考慮する。 	歩行困難 車椅子 ● 砂利敷き、石畳等では走行・歩行が困難 □ 砂利敷き、石畳等の仕上げは避ける タイル等目地のある仕上げを用いる場合は、目地を浅く、幅を小さくする。

2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)	
<ul style="list-style-type: none"> ・車路を認識できる構造 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の経路が車路を横断する部分の歩行者用通路の縁端は、視覚障がい者が車路を認識できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 歩行者通路と車路との取り合いについては、社会環境、科学的見地の充実に応じ、引続き検討する ・歩行者の経路が車路に近接する部分には、注意喚起のための点状ブロック等を敷設する。 	<p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 段差や切下げを指標に歩行 □ 歩行者用通路と車路の路面仕上げを明確に変え、感触の違いによる情報提供にも考慮する。 □ 歩行者用通路と車路との縁端は、適度の高低差を設け車路を認識できるよう考慮する。
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地出入口、歩行者の経路が車路に近接する部分、段差部等には、注意喚起のための点状ブロック等を敷設する。また敷地出入口から受付等まで誘導するよう視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 ・視覚障がい者誘導用ブロック等は、周囲の床面との色の明度差、輝度比を考慮し、容易に識別できるものとする。 ・歩行困難者などの支障とならないよう設置位置を工夫する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な照明 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な照明を配置し、夜間などでも十分な明るさを確保する。 	
<p>③階段・スロープ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・階段とスロープの併設 <ul style="list-style-type: none"> ・段差を生じさせない計画とし、やむなく段差が生じる場合は、最小限の段差とするよう配慮し、階段とスロープを併設する。 ・ただし、勾配がきわめて緩やかな場合は、階段を設けず、スロープのみでも可とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・勾配、復員に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな勾配とゆとりある幅員とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・手すり、立ち上がりの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・踊場も含め両側に連続した手すりを設置することとし、不特定多数が使用する階段・スロープについては手すり2段とする。ただし、勾配がきわめて緩やかな場合については手すりを設置しなくてもよい。 ・手すりの表明材質は、寒暖による温度変化など触感に配慮する。 ・手すりは周囲と区別できる色彩とする。 ・手すりの終始点部は、十分な水平部分を確保する。 ・階段の幅員が大きい場合は、中間に両側から使用可能な手すりを設置する。 ・手すり子形式の場合は、脱輪防止のため側端に立ち上がりを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 手すりは手で直接触れるものなので、汚れ・破損がないかこまめに点検し、清掃・補修を行う。

2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)		
<ul style="list-style-type: none"> 床面仕上げの工夫 <ul style="list-style-type: none"> 雨にぬれても滑りにくい仕上げとする。 スロープについては、車椅子の走行性に配慮した平坦な仕上げとする 		
<ul style="list-style-type: none"> 床面等の色彩の対比 <ul style="list-style-type: none"> 階段は、段鼻、踏込み面、踏面の色彩、材質の対比に配慮する。 スロープは傾斜部と平坦部が区別できるように床面の色彩、材質の対比などを工夫する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 階段の踏込み等の形状の配慮 <ul style="list-style-type: none"> 段鼻は突き出さない形状とし、足のつま先の引っかかり原因となる蹴込みを設けない。 		
<ul style="list-style-type: none"> スロープ前後のスペース確保 <ul style="list-style-type: none"> スロープ前後には十分な広さの踊場を確保する。 スロープと交差して他の通路を設置しない。 やむを得ず設置する場合は、踊場の広さに留意する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> 階段、スロープの上部に点状ブロック等を敷設する。視覚障がい者の誘導経路となっている場合については下部にも敷設するなど、階段、スロープの設置状況、誘導経路等を考慮し、適宜下部にも敷設する。 階段とスロープを併設する場合、視覚障がい者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方へ誘導するよう敷設する。なお、階段とスロープを平行して設置する場合など、移動距離がほぼ同程度となる場合は、スロープに誘導する。 		
④自転車路・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者用通路との分離 <ul style="list-style-type: none"> できるだけ自転車と歩行者の動線を分離する。 自転車用通路は、ペイント等で位置・範囲を明確に表示する。 	聴覚 ● 自転車の警告音が聞こえにくい事に 高齢者 に配慮 □ 動線を分離する すべて ▼ 駐輪された自転車により通路幅員 が狭まらないよう管理する。
<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の位置、スペースの配慮 <ul style="list-style-type: none"> 敷地出入口から建物玄関までの経路が遠回りにならず、わかりやすい位置に設置する。 歩行者の通行の妨げにならない配慮、広さとする。 駐輪場の位置、範囲は、ペイント等で明確に表示する。 		

2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⑤車路</div> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全性等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ハンブを設置するなど、徐行規制を行う。 ・歩行者通路と車路は、できるだけ交差させない。やむを得ず交差する場合は、ハンブを設置する、横断歩道及び一時停止ラインを標示する等により、自動車が徐行及び停止するよう配慮する。 ・サインや植栽は、見通しの確保の障害とならないように配慮する。 		<p>視覚 聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車等の接近が分かりにくい <p>歩行者用通路と車路は明確に分離する。やむを得ず歩行者用通路と車路が交差する場合には、十分な見通し、車路を認知できる路面構造の確保に加え、後方確認のための鏡、音声・音響及び視覚情報により駐車場からの自動車の出庫を知らせる警報装置等の設置を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 植栽の成長により視線が遮られないよう管理する
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、車寄せへの移動経路への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい経路とする。 ・車寄せ、駐車場車椅子用駐車スペース等への案内板、サインをわかりやすく表示する。 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">⑥駐車場</div> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用駐車スペースの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・建物の出入口に近い場所に設ける。 ・建物地階やピロティなど、駐車スペースから建物玄関まで、雨にぬれずに移動できる場所が望ましい。建物外部に設置する場合は、駐車スペースから建物出入口までの経路に庇を設置するなど配慮する。 ・車いす使用者駐車スペースは1台以上、かつ、利用状況を考慮した適切な台数を確保する。 ・職員に車いす使用者がいる場合は、来庁舎用とは別にその専用スペースを確保する。 		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 車いす使用者用駐車スペースは、車いす使用者が常に駐車できるように管理する。 ● 車いす使用者以外の歩行困難者、妊婦等は、通常の駐車スペースでは乗降が困難 □ 車いす使用者用駐車スペースのほかに、一般用よりやや広めの駐車スペースの設置に配慮する。設置場所等は車いす使用者駐車スペースに準じる。また、優先する対象をわかりやすく表示する。
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用駐車スペースの標識の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用駐車スペースであることが誰でも分かるように、見やすい位置にサインでその旨を表示する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・広さ、形状等の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ十分な乗降スペースを確保する。 ・左右どちらからでも乗降できるよう、複数の車いす使用者用駐車スペースを設置する場合は連続して配置するなど配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場付近の乗降スペース設置の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が車寄せから離れた場所に設置されている場合等は、駐車場付近に安全に乗降できる車寄せを確保することを考慮する。 		

2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場から建物出入口までの経路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場から建物出入口まで遠回りとならない配置，動線計画とする。 ・ 車から降りた歩行者と自動車との動線はできるだけ交差させない。 ・ 歩行者用通路と駐車場部分は手すりや縁石などにより明確に分離する。 ・ ゆとりある幅員を確保する。 ・ 車いす使用者用駐車スペースから建物玄関まで屋根の設置などを考慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下等の屋内駐車場における配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下，立体駐車場等に車いす使用者用駐車スペースを設ける場合は，エレベータホール等の入口付近に設ける。 ・ エレベータホール等の入口付近への安全に乘降できる車寄せの設置に配慮する。 ・ 十分な明るさを確保する照明計画とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 柱による死角の発生，構造的な制約により，安全な歩行者用通路の確保が困難な場合がある。 ▼ 歩行者用通路の配置にあたり十分注意する。
⑦車寄せ		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庇の大きさ,高さの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨や雪に濡れずにゆとりをもって行動できるように，十分な大きさの庇を設置する。 ・ 施設の用途，利用状況等に応じて，車高の高いマイクロバス等を考慮し，十分な高さを確保する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 停車スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりをもって乗降できるように，利用状況に応じた十分な停車スペースを確保する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 待合スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎の自動車を待つためのスペースを確保する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物玄関の位置が分るように，視覚障がい者誘導用ブロック等や音声・音響誘導装置を設置する。 	視覚	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物玄関の位置を見つけるのが困難 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 <input type="checkbox"/> 音声・音響誘導装置を設置する。
⑧憩いの場		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地出入口付近や敷地内経路などに，ベンチやテーブルを設置し，木陰を作るなどしたオープンスペースを配置する。 		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 閉庁時の利用について，配慮する。

2.2.1.(1) 移動空間(建物外部)		
◎その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・積雪への配慮 ・通行部には，融雪装置を設置する。 ・雪の堆積スペースを確保し，通行のための有効幅を確保する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝・溝蓋の配慮 ・溝蓋グレーチング等の溝幅は，車いすのキャスターや白杖が落ち込まない幅とし，かつ，ノンスリップのものを選定する。 		

設計のUDポイント

国土交通省「庁舎における設計のUDポイント」より

設計のUDポイント項目	③受付 ④廊下 ⑤スロープ ⑥階段	⑦エレベータ ⑧エスカレータ ⑨各室出入口	個々のニーズへの対応 ● 特に留意すべき事項 □ (解決方法の例) ▼ 管理運営上の配慮の例
-------------	----------------------------	-----------------------------	---

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)

①玄関・建物出入口			
<ul style="list-style-type: none"> 床面の連続性 <ul style="list-style-type: none"> 原則として、建物の外部から内部まで連続して平坦とする。 靴拭きマットを設置する場合は、床と同一面に収まるように落としこみにするなどの配慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> 床面仕上げに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げとし、傘等からの水滴が床面に溜まらないように配慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> 扉に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 玄関その他主要な出入口は、十分な有効幅を確保し、自動扉(引き戸)とする。 ガラスは安全性の高いものを選択する。 ガラス扉、ガラススクリーン等は、認識しやすいよう色や模様等をつける。 自動式開き戸、回転扉は好ましくない。 			
<ul style="list-style-type: none"> 風除室に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 風除室はゆとりあるスペースとし、方向転換をしない計画とする。ただし、やむを得ず方向転換する場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等を適宜設置する。 			▼ 通路、風除室内には障害物となる可能性のあるものは置かない。
<ul style="list-style-type: none"> 傘立て等設置スペースに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 傘立て等が通行の邪魔にならないよう設置スペースを確保する。 			
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> 玄関の位置がわかるように建物の内外に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 玄関位置を知らせる音響装置の設置等を考慮する。 		視覚	<ul style="list-style-type: none"> ● 玄関の扉、傘立て等の位置がわからない □ 視覚障害者誘導用ブロック等により誘導を行う。 □ 玄関位置を知らせる音響誘導装置の設置等を考慮する。
		歩行困難 車いす	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障がい者誘導用ブロック等は、つまづきの原因、通行の支障になる。 □ 視覚障がい者誘導用ブロック等を回避して通行できる十分なスペースを確保する。 □ 視覚障がい者誘導用ブロック等の設置位置を工夫する。

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)		
②玄関ホール	<ul style="list-style-type: none"> 明解な空間構成 <ul style="list-style-type: none"> エレベータや階段などが、一目でわかるような明解な空間構成とする。 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> 案内対応者がいる受付等に誘導するよう敷設する。 	<p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障がい者誘導用ブロック等を中心として誘導するが十分な情報を伝達できない事がある。 □ 案内対応者がいる受付等に誘導する。
③受付	<ul style="list-style-type: none"> 位置に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 受付や総合案内板は、玄関から入ってすぐわかる位置に設置する。 受付と総合案内板は、近接した位置に設置する。 総合案内板は、多機能トイレ等のトイレごとの機能情報もあわせて表示する。 受付カウンターの高さ <ul style="list-style-type: none"> 立位、座位(車いす使用者の利用を含む)のいずれかの場合でも利用できるように計画する。 呼出設備の設置 <ul style="list-style-type: none"> 受付を設置しない場合等については、玄関付近の分かりやすい位置に呼出設備を設置する。 夜間受付に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 夜間でも明るくわかりやすい位置に設置する。 夜間受付までの経路は、十分な照度を確保し、わかりやすく誘導する。 特に昼間と経路が変わる場合は、昼夜の経路を間違えないよう、誘導のわかりやすさを配慮する。 	<p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 視覚的な案内・サイン等により情報を伝達することが困難 □ 案内対応者がいる受付等に誘導する。 <p>聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音声により情報を伝達することが困難 □ 筆記や手話など対応可能な方法を表示する。 ▼ 視覚障がい者には、筆記板等を用意して対応する。 ▼ 視覚障がい者には、人的な案内を行う。 ▼ 施設内の案内パンフレットを用意する。
④廊下	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすい動線計画 <ul style="list-style-type: none"> 容易に目的の場所まで到達できるように、わかりやすい動線計画とし、最小限の移動距離ですむよう計画する。 	<p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲がり角が多かったり、さまざまな角度に曲がると、方向の認識が難しい。 □ 廊下は、直交を基本とする。

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)	
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な廊下幅の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・台車と車いすなどがすれ違うことができる廊下幅を連続して確保する。 ・歩行する場合に支障となるような、壁面の凸部を設けない計画とする。 ・廊下側に開く扉がある場合は、通行者の障がいとならない計画とする。 ・施設管理者と調整の上、通行の邪魔とならないように展示物等の設置スペースを確保する。 	<p>歩行困難</p> <p>車いす ● 視覚障がい者誘導用ブロック等は、つまづきの原因、通行の支障となる。</p> <p>□ 手すりや床仕上げの感触の違いの活用等、視覚障がい者誘導用ブロック等の代替手法による誘導を考慮する。</p> <p>□ 視覚障がい者誘導用ブロック等を設置する場合は、回避して通行できる十分なスペースを確保する、設置位置を工夫するなど配慮する。</p> <p>▼ 障がい物を置かない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・床面仕上げに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくく、平坦な仕上げとする。 ・転倒してもけがをしにくい仕上げとする。 ・車いすの走行性を考慮した仕上げとする。 ・床、壁等の色、床仕上げの感触の違いを利用した誘導を考慮する。 	<p>車いす ● やわらかい床材はキャスターの走行性を損なう。</p> <p>□ 毛足の長いカーペットのような仕上げは避ける。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・主要経路などに適宜設置する。 ・設置する場合は、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ連続性を確保する。 ・手すりは、周囲と区別できる色彩とする。 	<p>▼ 手すりは手で直接触れるものなので、汚れ、破損がないかこまめに点検し、清掃、補修を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・点字等による室名表記 <ul style="list-style-type: none"> ・部屋出入口左右の手すりの一定の位置に室名の点字表示する。 ・部屋番号については、浮出し数字(一般の数字の形を浮出しにして触察できるようにしたもの)により一定の位置に表示する。 	<p>▼ 手すりに設置された点字等に汚れ、破損がないかこまめに点検し、清掃、補修を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・休憩スペースの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・移動経路上に適宜設置する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・階段とスロープの併設 <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず同一フロア内で段差が生じる場合は、階段とスロープを併設する。 	

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)	
⑤スロープ	
<ul style="list-style-type: none"> ・勾配や幅員に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな勾配でゆとりのある幅員とする。 	<p>視覚 高齡</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長いスロープが負担 □ 階段とスロープを併設する場合、視覚障がい者誘導用ブロック等は、移動距離が短くなる方に誘導するよう敷設する。なお、階段とスロープを平行して設置する場合など、移動距離がほぼ同じとなる場合は、スロープに誘導する。
<ul style="list-style-type: none"> ・手すり、立ち上がりの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・スロープは踊場も含めて両側に連続した2段手すりを設置する。 ・手すりは力がかけやすく、つかみやすい形状とする。 ・手すりは、周囲と区別できる色彩とする。 ・手すりの始終点部に十分な水平部分を設置する。 ・手すり子形式の場合は、脱輪防止等のため側端に立ち上がりを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 手すりは手で直接触れるものなので、汚れ、破損がないかこまめに点検し、清掃、補修を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・床面仕上げに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくくかつ車いすの走行性に配慮した平坦な仕上げとする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・床面の色彩の対比 <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜部と平坦部が区別できるように床材の色彩、材質の対比などを工夫する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ前後のスペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・スロープの前後には十分な広さの踊場を設ける。 ・スロープと交差して他の通路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、踊場の広さに留意する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・スロープの上部に点状ブロック等を敷設する。視覚障がい者の誘導経路となっている場合は下部にも敷設するなど、スロープの設置状況、誘導経路等を考慮し適宜下部にも敷設する。 	

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)		
<p>◎階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配, 幅員に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな勾配でゆとりのある幅員とする。 ・蹴込みの形状等に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・蹴込み板のある構造とする。 ・段鼻は突出さない形状とし, 足のつま先のひっかかりの原因となる蹴込みを設けない。 	<p>歩行困難 ● 階段でのつまづき, 転倒 視覚</p> <p>□ 床及び手すりの形状, 仕上げ, 色彩等について詳細に配慮する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・床面仕上げに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくい仕上げとし, 段鼻はぶつけてもケガをしないよう丸みをもたせ, ノンスリップは弾性素材のものとする。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・段の識別 <ul style="list-style-type: none"> ・段鼻, 蹴込み面, 踏み面の色彩, 材質の対比に配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・手すり, 立ち上がりの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・踊場も含めて両側に連続した手すりを設置することとし, 不特定多数が使用する階段については, 2段とする。 ・階段の幅が大きい場合は, 中間にも両側から使用可能な手すりを設置する。 ・手すりは力がかけやすく, つかみやすい形状とする。 ・手すりは, 周囲と区別できる色彩とする。 ・手すりの終始部には, 十分な水平部分を設ける。 ・手すり子形式の場合は, 杖の脱落防止等のため側端に立ち上がりを設ける。 ・手すりの水平部分の一定の位置に, 現在階の階数, フロア情報などを点字表示する。 ・段数については, 浮出し文字により一定の位置に表示する 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 手すりは手で直接触れるものなので, 汚れ, 破損がないかこまめに点検し, 清掃, 補修を行う。 ▼ 手すりに設置された点字等に汚れ, 破損がないか, こまめに点検し, 清掃, 補修を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・階段の上端に近接する通路, 踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。視覚障がい者の誘導通路となっている場合は下部にも敷設するなど, 階段の設置状況, 誘導経路等を考慮し適宜下部にも敷設する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・回り階段, らせん階段の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス階段を除き, 回り階段, らせん階段を設けない。 		

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)	
⑦エレベータ	
<p>・計画の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベータは、玄関から近く、わかりやすい位置に、階段と近接して設ける。 エレベータは、さまざまなニーズを考慮し、適切な仕様とする。 待機場所から移動せずに乗れるエレベータを選択できるように、群管理されるエレベータのうち所定のエレベータ(基本的には1台)のみに連動する専用呼出ボタンを当該エレベータの横に設置する。 専用呼出ボタンと連動するエレベータについては、玄関等から最も近い位置に設置する。 <p>※ 専用呼出ボタンの必要性の有無、郡管理用と専用呼出ボタンの設置パターン等については、社会環境、科学的知見の充実に応じてね引続き検討する。</p>	<p>視覚 聴覚 歩行困難 車いす</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エレベータ扉までの移動、乗降に時間がかかり、エレベータホールが広い、予告されたエレベータ以外のエレベータが到着した場合などに乗れない可能性がある。 □ 扉の開閉時間、開閉スピードを調整する。 □ 次に到着予定のエレベータをわかりやすく案内する。 □ 専用呼出ボタンを設置する。
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックをエレベータまで敷設する場合は、最も近いエレベータへ誘導するよう敷設する。 	
<p>・エレベータホールに関する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす等の回転を考慮し、十分な広さを確保する。 エレベータの到着、昇降方向、次に到着予定のエレベータをわかりやすく表示する。 通行や呼出ボタンの操作の支障とならない位置に、エレベータを座って待てるベンチの設置を考慮する。 	
<p>・かご内関する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いすの回転等を考慮し、十分な広さを確保する。 やむを得ず車いすの回転ができる広さを確保できない場合は、車いす使用者が後ろ向きで降りるための鏡を設置する。ただし、スルーエレベータを設置する場合はこの限りでない。 移動中、身体をを支持する手すりの位置を考慮する。 到着後、停止予定階、昇降方向をわかりやすく表示する。 インターホンは、操作盤内及び車いす使用者が利用できる操作盤内に設置する。 	<p>聴覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● かご内のインターホんで管理者等と言葉による応答ができない。 □ 管理者等にかご内の状況を伝えられるカメラ、通報した事が伝わっている事を知らせる表示装置等の設置を考慮する。

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)	
<ul style="list-style-type: none"> ・扉に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な有効幅を確保する。 ・「閉」の衝突防止センサーは、どのような姿勢でも身体や荷物などのすべての部分が安全に通過できるように、設置間隔を細かく、範囲を広く設置する。 ・開閉スピードは「閉」をゆっくりする。 ・扉の開時間の長さについて考慮する。 ・乗降時の見通しを確保するため、扉にガラス窓を設ける考慮をする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・音声等による案内 <ul style="list-style-type: none"> ・かご内では、到着階、昇降方向等を知らせる音声装置を設置する。 ・エレベータホールにおいては、エレベータの到着及び次に到着予定のエレベータを知らせる音響装置等を設置する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・操作ボタンに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・かご内操作ボタンの設置高さは、視覚障がい者が位置を確認しやすい範囲内とする。 ・車いす使用者の利用しやすい位置への操作盤の位置についても考慮することとし、専用呼出ボタンに連動するエレベータを設置する。 ・オン、オフが触感でわかる押しボタン形式とする。 ・ボタンの種類がわかるように、ボタンの左側に点字で表示する。また、階数については、浮出し文字による表記についても考慮する。 ・エレベータホールに設置する乗場ボタンは、設置高さ、角度の工夫、フットスイッチの併設などを考慮する。 	<p>視覚 ● 操作ボタンの位置、種類、オン、オフを把握するのが困難</p> <p>□ 一般的に操作ボタンがついている範囲に設置し、触感でわかりやすいボタン形状とする。</p> <p>□ タッチセンサー式の操作ボタンはオン、オフの認知が困難であるので使用しない。</p> <p>▼ 点字に汚れ、破損がないか、こまめに点検し、清掃、補修を行う。</p> <p>車いす ● かごコーナー部分に手が届かない</p> <p>□ コーナーから離れた位置に車いす使用者の利用できる操作盤を設置する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・案内表示の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・目的階が容易に確認できるよう、エレベータホール及びかご内にわかりやすく施設内案内板等を設置する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・過負荷、非常時に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。 	

2.2.1.(2) 移動空間(建物内部)		
<p>⑧エスカレータ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送力の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・移動の頻度の高い上下階の間などに、階段、エレベータに加えた選択肢として設置する。 	<p>視覚 ● 上りと下りの区別がわかりづらい</p> <p>□ 手前に固定手すりを設置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・上り下りの併設 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、上り下りを併設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、エスカレータの始まり、終わりに点状ブロック等を設置する。 	<p>□ 音声案内を設置</p> <p>車いす ● 乗降に危険を伴う</p> <p>歩行困難 □ 原則としてエレベータを設置する。</p>
<p>⑨各室出入口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・扉の幅の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・扉の有効幅にゆとりをもたせる。 	<p>車いす ● 開き扉の開閉が困難</p> <p>□ 扉の構造は、できるだけ引き戸とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・扉の構造に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・開閉方法がわかりやすく、容易に開閉して、安全に通過できる構造とする。 ・窓口業務室の出入口など、不特定多数の人が使用する出入口には自動扉(引き戸)を設置する。 ・その他の扉については、可能な場合は引き戸とすることが望ましい。 ・開き戸とする場合は、扉を開けたときに通行の障害とならないように配慮し、取っ手をレバーハンドルとする。 ・出入の多い扉などは、扉の向こうの様子が見えるよう配慮する。 ・錠の操作部の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。 		<p>上肢 ● 取っ手の操作が困難</p> <p>不自由 □ 取っ手の形状、機構などに配慮する。</p>

設計のUDポイント 国土交通省「庁舎における設計のUDポイント」より

設計のUDポイント項目	④トイレ(多機能) ⑧喫煙室 ④トイレ(一般) ⑨湯沸し室 ④トイレ(洗面加圧) ⑩職員休養スペース ⑤電話コーナー ⑪食堂 ⑥水呑器 ⑫スイッチ・コンセント ⑦授乳室等	個々のニーズへの対応 ● 特に留意すべき事項 □ (解決方法の例) ▼ 管理運営上の配慮の例
-------------	---	---

2.2.2 行為空間(生活空間)

①待合		
・扉に関する配慮 ・有効幅にゆとりをもたせ、自動扉(引き戸)とする。 ・扉の向こう側の様子がわかるよう配慮する。		
・待合スペースに関する配慮 ・利用者数に応じた十分なスペースを確保する。 ・出入口、窓口との間の出入りを考慮したレイアウトが可能なスペースを確保する。 ・車いす使用者やベビーカーを使用する子供連れなどが利用しやすいスペースや通路幅の確保に配慮する。		▼ 十分な通路幅を確保したゆとりあるレイアウトとする ▼ 通路部分には障害物を置かない
②窓口		
・カウンターの高さ、形状 ・業務内容に応じて、座位(車いす使用者の利用を含む)のものを設置、又は座位と立位のものを併設する。		外国人 ● 会話での情報伝達が困難 視覚
・案内表示に関する配慮 ・音声と文字表示による案内を併設する。必要に応じて、文字表示に外国語を併記する。		□ 筆記や手話で対応可能な窓口、外国語で対応可能な窓口には、その旨を表示する。 ▼ 聴覚障がい者には、筆記板等を用意して対応する。
③執務室、会議室		
・扉に関する配慮 ・有効幅にゆとりをもたせ、容易に開閉して安全に通過できる構造とする。		
・フレキシビリティの確保 ・職員の身体能力に合わせてレイアウトの変更が可能なように、フレキシビリティを確保する。		▼ 職員のニーズに応じて、什器やOA機器などを選択し、適宜配置変更などを行う。 ▼ 会議室の机、いす等は、配置換えが容易なよう、軽く、キャスター付など、移動しやすいものを使用する。

2.2.2 行為空間(生活空間)	
④トイレ(共通事項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・位置に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務室待合，事務室などから便利な位置，わかりやすい位置に配置する。 ・一般トイレと多機能トイレは隣接して設置する。 ・介助者が異性である場合を考慮した配置計画とする。 ・男子トイレ，女子トイレそれぞれの入口の配置関係を建物内で統一する。 ・閉庁時に使用可能なトイレについては，守衛室の隣にするなど防犯に配慮する。 	<p>全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多機能トイレは1回当たりの使用時間が長い傾向があるため，利用が重なると待ち時間が長くなる。 □ 多機能トイレ又はこれに代替するトイレを複数設置する。 □ ほかの利用可能トイレを案内表示する。 <p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複雑な空間構成，多様な設備の設置や操作方法等を認知することは困難 □ できるだけ単純な空間構成とする。 □ 空間構成や設備の位置，形状，方式等を標準化する。
<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅にゆとりをもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 点字等により案内表示を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・床面仕上げに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくく，転倒してもけがをしにくい仕上げとするとともに，清掃のしやすさに配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・設備に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻器，洗浄ボタン等は，便座及び車いすに座ったまま手の届く範囲に設置する。 ・紙巻器，洗浄ボタン等は，操作方法がわかりやすく，操作しやすいものとする。 ・紙巻器，洗浄ボタン等の位置，形状，操作方法を建物内で統一する。 ・洗浄ボタンと非常ボタンは，形状及び色彩により，視覚的にも触覚的にも容易に区別できるものとする。 	<p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● センサー式水洗は存在や操作方法が認知しづらく，誤作動させる可能性がある。 □ 触知により位置，操作方法を認知しやすい洗浄レバー等を設置又は併設する。また，自動洗浄式を採用する場合は，押しボタンを併用し，わかりやすい位置に設置するとともに，自動洗浄のセンサーの方式，設置位置について十分考慮する。 ▼ 視覚障がい者は触知によりトイレ内設備を確認するので，こまめに清掃を行う。

2.2.2 行為空間(生活空間)		
<ul style="list-style-type: none"> 案内表示に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 男女の別，トイレ内の機能等をわかりやすく表示する。 トイレの出入口等への点字等による案内表示の設置に配慮する。 		
④トイレ(多機能トイレ)	<ul style="list-style-type: none"> 設置機能に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 必ず車いす使用者による使用が可能なものとし，適宜オストメイト，おむつ替えなどのための機能を付加する。 多機能トイレに設置する機能は，建物の用途や敷地周辺の整備状況を考慮し，必要性の高いものから優先順位をつけて整備する。 複数の多機能トイレを設置する場合は，左右の勝手，付加機能のバリエーション等にも配慮する。 	▼ 折り畳み式ベッドが降りたままになっていないかなど，こまめに点検を行う。
<ul style="list-style-type: none"> スペース及び寸法の確保 <ul style="list-style-type: none"> 車いすでの使用，介助者の同伴等が可能なように，十分なスペースの確保，寸法設定，レイアウト等に配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 扉に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 扉は開閉ボタン付の自動扉(引き戸)又は引き戸とする。 扉の取っ手や鍵，自動扉の開閉ボタン等は，車いすに座ったままでも操作しやすい位置に設置し，操作が容易なものとする。 		<p>車いす ● 壁の入り隅に近寄る事が困難</p> <p>□ 自動扉の開閉ボタン，照明スイッチ等の設置位置は車いすが出入口を通過しきった地点で方向転換をせずに操作できるなど考慮する</p>
<ul style="list-style-type: none"> 設備に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 便器は腰掛式とし，手すり，緊急通報用の呼出ボタン，洗面器を設置する。 便器の背もたれ，手荷物棚，便器から手の届く手洗い器，大きめの汚物入れなどの設置を考慮する。 介助によるおむつ交換等のため，大人が使用できるベッドの設置を考慮する。 オストメイト用に，汚物流し，サーモスタットシャワー水洗などの設置を考慮する。 子供連れ用に，乳幼児用いす，ベッドなどの設置を考慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 案内表示に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの機能を示す案内を表示する。 		

2.2.2 行為空間(生活空間)			
④トイレ(一般トイレ)	<ul style="list-style-type: none"> ・広めのブースの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・広めのブースを適宜設け、車いす使用者、ベビーカーを使用する子連れ、身体障害者補助犬同伴者などの利用に配慮する。 ・広めのブースの扉は、有効幅にゆとりをもたせ、引き戸又は外開きとする。 ・便器は腰掛式を基本とし、手すりを設置する。 ・手洗い器、手荷物を置く棚等の設置を考慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・男子用小便器に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・低リップの壁掛型又は床置き型とし、自動水洗を基本とする。 ・入口に近いものに、手すりを設置する。 		視覚 ● 小便器の床に接している部分を足又は白杖で触れて位置を確認	
④トイレ(洗面カウンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、立位でも車いすでも利用できるように設定する。複数ある場合は高さの選択肢を設ける。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下部スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・洗面カウンターの下部を開放として、車いす使用者のひざが入るよう配慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置等 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置するなど、寄りかかる事ができるよう配慮する。 ・杖立、荷物置きスペース、掛けフックの設置等を考慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・水栓に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・水栓は、自動水栓、柄の長いレバー式等操作の容易なものとし、蛇口は長めのものとする。 			
⑤電話コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・位置に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく、通行の支障にならない位置に設置する。 ・設置位置をサインで表示する。 		

2.2.2 行為空間(生活空間)		
<ul style="list-style-type: none"> ・高さの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、立位でも車いすでも利用できる高さに設定する。複数ある場合は高さの選択肢を設ける。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下部スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・電話台下部のスペースを開放として、車いす使用者のひざが入るよう配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置等 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置するなど、寄りかかる事ができるよう配慮する。 ・杖立、メモをとるスペース、荷物置きスペース、掛けフックの設置等を考慮する。 ・いすを設置するスペースを考慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・設備に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・FAXの設置を考慮する。 ・パソコンの使用を考慮する。 		▼ 聴覚障がい者が通信できるようにパソコンの接続端子のある電話機を設置する。
⑥水飲み器		▼ 自動販売機などを設置する場合は、車いすや子供でも手が届く高さで使いやすいものにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・位置に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく、通行の支障にならない位置に設置する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・高さの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、立位でも車いすでも利用できるように、高さを2段階設けるよう配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・下部スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が利用できる高さのものには、車いす使用者のひざが入るスペースの確保に配慮する。 		
⑦授乳室等		▼ いす、乳児用ベッド等の家具を設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーが確保できる独立した部屋とする。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・いす、乳児用ベッド、荷物置場を設置し、ベビーカーが入る事ができるスペースを確保する。 ・男性の利用に配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・位置等に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・泣き声に配慮し、適切な位置に設置する。また、必要に応じて防音に配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・給湯設備の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・授乳の際の手洗い等ができるように簡単な流しと給湯設備を設置する。 		

2.2.2 行為空間(生活空間)		
⑧喫煙室	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止措置として、全面禁煙又は分煙のうち分煙とする場合は、独立した喫煙室を設置する。 	▼ 全面禁煙にするか、分煙を徹底し、受動喫煙を防止する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・分煙の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室は間仕切により区画し、換気設備、空気清浄設備等を設置する。 	
⑨湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、立位でも車いすでも利用できるように設定する。 ・流し台下部スペースを開放として、車いす使用者のひざが入るよう配慮する。 ・水栓は柄の長いレバー式等を設置するよう考慮する。 	
⑩職員休養スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・休養スペースに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容や体調に応じて、適切に休養を取れるように、休養スペースの確保を考慮する。 ・身体障害者の利用に配慮する。 	
⑪食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・扉に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口は有効幅にゆとりをもたせ、常閉の扉を設置する場合は、原則として自動扉(引き戸)とする。 ・扉の向こうの様子がわかるように配慮する。 	▼ 杖使用者などを適宜補助する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフサービスカウンターに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・カフェテリア形式の場合、カウンターは立位でも車いす利用者でも利用できる高さとする。 ・カウンター上部はトレーを持ち上げずに移動できる滑りのよいものにして、レジまで連続させる。 	▼ メニューはサンプルや写真の表示、点字や外国語の併記に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者や移動速度の異なる使用者等を考慮し、通路部や客席部はゆとりあるスペースを確保する。 	▼ 券売機などを設置する場合は、車いす利用者や子供でも手が届く高さでつかいやすいものとし、点字や外国語の併記、音声案内に配慮する。
		▼ テーブル配置は、車いす利用者等に配慮し、通路幅に余裕をもたせる。

2.2.2 行為空間(生活空間)	
<p>⑫スイッチ・コンセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ, 位置の設定 ・立位でも車いす使用者でも届く高さ,位置に設置する ・同種のスイッチ, コンセント等の設置高さ, 位置等は, 建物内で統一する。 	<p>車いす ● 手の届く高さは上限は低め, 下限は高め, 身体のの周囲にスペースが必要。</p> <p>□ スイッチは通常より低め, コンセントは高めに設置し, いずれも壁の入り隅等には設置しないことが望ましい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチの形状等に関する配慮 ・スイッチについては, 操作しやすい大きさ, 形状とする。 ・操作方法やオン,オフの状態がわかりやすいものとする。 	<p>視覚 ● 位置, 種類などの把握が困難</p> <p>● パネルスイッチの表示内容がわからない。</p> <p>▼ オン,オフが触知できる形状, 方式とする。</p> <p>▼ スイッチの種類などを点字表記する。</p> <p>▼ 操作の内容等を知らせる音声・音響装置の設置を考慮する。</p>

設計のUDポイント項目	①視覚情報 ③音声情報 ②触知情報 ④人的対応	個々のニーズへの対応 ● 特に留意すべき事項 □ (解決方法の例) ▼ 管理運営上の配慮の例
-------------	--------------------------------------	---

2.2.3 情報

①視覚情報	・案内、表示の設置 ・玄関ホールに総合案内板、EVホールに各階案内板の設置等を行う。 ・玄関から目的の場所までの経路上の要所に、目的の場所の方向を認識できるよう、案内板やサインを設置する。 ・空間の特徴づけ ・誰にも分るように、色分けによる経路やゾーンの表示などに配慮する。 ・サインの大きさ、色彩等に関する配慮 ・遠くからでも認識しやすいように、サインの大きさ、文字や図と地の色とのコントラスト(明度差、彩度差)などを考慮する。 ・サインが見やすい照明計画とする。 ・高さの設定 ・見る位置を想定し、立位でも車いすからでも見やすい高さ、位置に、適切な大きさのものを設置する。 ・図記号に関する配慮 ・規格があるものは、これを採用する。 ・文字による表示 ・こどもや外国人にも分るように、ふり仮名や外国語を併記する。 ・窓口など音声案内が基本の場合なども視覚情報による案内を行なう。 ・光等の視覚情報による案内 ・光等による視覚情報による案内、警報装置等の設置に配慮する。	高齢者 ● 青色系が黄ばんで見える傾向がある □ 色彩及び明度の選択、対比に配慮する。 ▼ 設置物などでサインが隠れないよう配慮する。 ▼ サインの近くの掲示物によりサインの視認性を損なわないよう配慮する。
②触知情報	・視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、材質等 ・視覚障がい者誘導用ブロック等の形状は、JIS規格による。	聴覚 ● 音による案内が聞こえない □ 光など視覚情報による案内 歩行困難 車いす ● 視覚障がい者誘導用ブロック等は、つまづきの原因、通行の支障となる。 □ 視覚障がい者誘導用ブロック等を回避して通行できる十分なスペースを確保する。

2.2.3 情報	
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行方向を誘導するため線状ブロック等，危険，方向転換，停止等を注意喚起するため点状ブロック等を使用する。 ・材質は敷設場所，周囲の床材料との対比を考慮し，視覚障がい者が触知しやすいものとするとともに，適切な耐久性を確保し，滑りにくいものとするなど配慮する。 ・視覚障がい者誘導用ブロック等の色は黄色を原則とする。また，周囲の床仕上げ材との明度差，輝度比に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 視覚障がい者誘導用ブロック等の設置位置を工夫する。 ▼ 視覚障がい者誘導用ブロック等の上に物を置くなどして通行に支障が生じないように管理する。 ▼ 汚れ等により視覚障がい者誘導用ブロック等の輝度比や色が劣化しないよう保全する。
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法 ・触知性，視認性を確保するとともに，車いす等の支障とならないよう，十分かつ適切な敷設幅とする。 ・敷地出入口から受付等まで誘導できるよう視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 ・階段やスロープの上端に近接する通路，踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。階段，スロープの設置状況，誘導経路等を考慮し，適宜下部にも敷設する。 ・エレベータの呼出ボタン，室の出入口の前等への点状ブロック等の設置に考慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・点字等の設置 ・表記方法，設置方法，形状等について，規格があるものは，これを採用する。 ・数字による情報等については，浮き出し文字(一般の数字の形を浮出しにして触察できるようにしたもの)をあわせて表示する。 ・触知しやすく，触感や指のすべりがよく，耐久性のある材料，仕上げとする。 ・外部に設置するものの材質等については，寒暖による温度変化などにも配慮する ・墨字を併記する。 ・触知しやすい高さ，角度に設置する。 ・同種の表示は一定の位置に設置する。 ・階段手すりに，現在階の階数とフロア情報などを表示する。 ・廊下手すりの部屋出入口の左右に，室名を表示する。 ・スイッチの横にその種類などを表示する。 ・案内図は触知でもわかるように配慮し，視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導に配慮する。 	<p>視覚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すべての視覚障がい者が点字を読めるわけではない。 □ 音声・音響による誘導に配慮する。 ▼ 点字等に汚れ，破損がないか，こまめに点検し，清掃，補修を行う。

2.2.3 情報			
<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材による工夫 ・仕上げ材の感触の違いを利用した誘導を配慮する。 			
③音声・音響情報	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による案内 ・エレベータには到着階，昇降方向等の音声案内を設置する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・音響による案内・警報 ・自動車の出庫を知らせる警報装置，玄関の位置を知らせる音響装置等の設置に配慮する。 	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ● 音による情報伝達は困難 □ 警報は，音と光などの併用が望ましい。 	
④人的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・受付等への誘導 ・案内対応者のいる受付等に誘導するよう視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ・玄関付近への呼出装置，トイレ等への緊急通報用の呼出装置等の設置を考慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 視覚障がい者には，人的対応を行う。 ▼ 聴覚障がい者には，筆記板等を用意して対応する。 ▼ 適宜点字，外国語による表示を行った施設内の案内パンフレット等を用意する。
<ul style="list-style-type: none"> ・非常時の対応 ・非常時に救助を求める連絡が可能となるよう，一時避難スペース等に防災センターなどとの間で双方向で連絡のとれるインターホン等を設置する。 	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ● 音声による情報伝達が困難 □ 画像や文字情報により情報伝達が行えるようモニターの設置を考慮する。なお，通報した事が伝わっている事を知らせる表示装置等を設置する。 ▼ 非常時の対応について職員に徹底する。 	

設計のUDポイント項目	①光環境 ②音環境	③熱環境 ④空気質環境	個々のニーズへの対応 ● 特に留意すべき事項 □ (解決方法の例) ▼ 管理運営上の配慮の例
2.2.4 環境			
①光環境			
<ul style="list-style-type: none"> ・照度の設定 ・十分な明るさを確保する。 ・極端な明暗の差が生じない照明計画とする。 	すべて ● 夜間の外部環境においても、適切な照度が確保されていないと、衝突、つまづき等の危険がある。 □ 適切な照度を確保する。		
<ul style="list-style-type: none"> ・光源の色温度の設定 ・照明を白色系とするなど、色温度に配慮する。 	高齢者 ● 光源の色温度によって暗く感じる傾向にある。 □ 照明を白色系とするなどの工夫をする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・照明の設置位置 ・下方からの照明は、近くにある段差や突起を見えにくくするので、配置や配光に配慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・グレアの防止 ・反射によるグレアを防止するため、床仕上げ材は光沢あるものを避ける。 			
②音環境			
<ul style="list-style-type: none"> ・吸音・遮音に関する配慮 ・吸音や反響に配慮し、必要な音が明快に聞こえる環境を整える。 	聴覚 ● ホール等天上の高い開放空間は音が広がり、聞取りにくい。 視覚 ● ホール等天上の高い開放空間では、音源定位が不明確となる。		
<ul style="list-style-type: none"> ・音響設備に関する配慮 ・音量、音質に配慮する。 	□ 適切な音響設計に配慮する ▼ 職員の対応では、筆談を併用する、口元を大きくはっきり動かす等の配慮を行う。		
③熱環境			
<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度の設定 ・急激な温度変化によるヒートショックを少なくする。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・気流に関する配慮 ・待合や執務室などでは、冷風や温風が直接人に当たらないよう吹出口を配慮する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・温度分布に関する配慮 ・輻射、日射等による寒暖の差が生じないよう配慮する。 			

2.2.4 環境	
④空気質環境	
<ul style="list-style-type: none"> ・空気質環境に関する配慮 ・適切なシックハウス対策, 分煙対策等により, 適切な空気質環境を確保する。 	

設計のUDポイント項目	①避難 ②防犯	個々のニーズへの対応 ● 特に留意すべき事項 □ (解決方法の例) ▼ 管理運営上の配慮の例
-------------	--------------	---

2.2.5 安全

①避難	<ul style="list-style-type: none"> ・多角的な情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・音声放送，光の点滅による警報，文字放送等を用いて来庁者及び職員に対して，多角的に伝達する。 ・避難経路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・余裕を持った防災，避難計画とする。 ・避難階段，一時避難スペースへの想定される避難経路には段差を設けない。 ・開けやすく通りやすい防火扉とする。 ・非常時に避難経路に障がい物が生じないよう，ガラスは強化ガラスや飛散防止フィルム張りとするなどの対策を行う。 ・一時避難スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・移動制約者が，安全に救助を待つ事ができる一時避難スペースを各階に確保する。 ・一時避難スペースは，非常階段等の踊場，避難バルコニーなど救助の届きやすい場所に，避難距離やルートを考慮しつつ計画する。 ・防災センターなどとの間で双方向で連絡のとれるインターホン等を設置する。 	視覚 ● 視覚による情報伝達が困難 □ 音声により，災害の発生状況や避難方向の伝達を行う。 □ 弱視者のために，光送行式避難誘導装置などを設置する。 聴覚 ● 音声による情報伝達が困難 □ 点滅警報，文字放送などを要所に設ける。 □ 光送行式避難誘導装置などを設置する。 歩行困難 車いす ● フロア間の自力移動が困難 □ 一時避難スペースまでの避難経路の確保に配慮する。
		歩行困難 車いす ● バルコニーへの出入口には段差が設けられる場合が多く，通行の支障となる。 □ 一時避難スペースとなる避難バルコニー等への出入口については，雨じまい等にも留意しつつ，段差を設けないなど車いす使用者の通行に配慮する。 聴覚 ● 音声による情報伝達が困難 □ 画像や文字情報により情報伝達が行えるようモニターの設置を考慮する。なお，通報した事が伝わっている事を知らせる表示装置等を設置する。 ▼ 非常時の対応について職員に徹底する。 ▼ 訓練を実施するなど，補助の体制を整える

2.2.5 安全	
②防犯	
<ul style="list-style-type: none"> ・適切なゾーニング <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者が利用する場所と、立ち入りを制限する場所との間で日常動線が交錯しないようなゾーニング計画とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然監視等の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・自然に監視ができるような建築計画とする。 ・特に人の目が届きにくいエレベータ、トイレ等については、設置する位置や人の出入の様子等がわかるような工夫を考慮する。 ・外部空間については、植栽や生垣等により死角を作らないように配慮し、適切な見通しを確保する。また、適切な夜間照明の設置に配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯システムに関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な防犯システムの設置等により、防犯性を確保するとともに、来庁者等の安全確保に配慮する。 	

